

## 静岡商工会議所生命共済制度

お見舞金・お祝金請求書

静岡商工会議所 御中

令和 年 月 日

住所

事業所名

代表者名

電話番号

印

下記の加入者が給付事由に該当しましたので、支払の請求をいたします。

加入者番号 :

加入者名

加入口数 :

 20歳祝金 \_\_\_\_\_ 円 (日付: 令和 年 月 日) 結婚祝金 \_\_\_\_\_ 円 (日付: 令和 年 月 日) 出産祝金 \_\_\_\_\_ 円 (日付: 令和 年 月 日)

※発生日の記載された書類の写しを添付してください。

 病気入院見舞金 \_\_\_\_\_ 円 事故(傷害)通院見舞金 \_\_\_\_\_ 円

&lt;治療状況&gt;

傷病名	
発生からの経過等	
治療期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日 (実通院日数 日)
医療機関	名称 住所
上記記載内容に相違ありません。必要に応じて、貴会議所より医療機関に直接照会をしてください。 令和 年 月 日 (加入者)	

印

※医療機関の診断書、領収書等の実通院・入院日数の確認できる書類の写しを添付してください。

 給付金振込先 (お受取は事業所様となります。)

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号
		普通・当座	
フリガナ			
口座名義			

## (お知らせ)

※1 静岡商工会議所生命共済制度は、アクサ生命株式会社(事務幹事会社)を引受会社とする福祉団体定期保険と静岡商工会議所が独自に実施する祝金・見舞金制度で構成されています。

※2 本請求書に記載された個人情報、お祝金・お見舞金支払の可否判断を含む給付金支払手続きにのみ利用します。

## 生命共済制度祝金・見舞金の申請に関する注意事項

- ・見舞金・祝金の申請には最低6カ月以上の継続加入が必要です。  
(再加入の場合は、再加入した日から起算します。)
- ・給付金額は、支給事由が発生した時点の加入口数により支給します。

### <祝金関係>

- ・支払事由の発生日から3年以内に申請してください。
- ・本申請書に、必要書類を添付して申請してください。

### <見舞金関係>

- ・事故(傷害)発生日から3年以内に申請してください。
- ・本申請書に、必要書類を添付して申請してください。

#### 【病気入院見舞金】

- ・病気の治療を目的として5日以上入院をされた場合に対して支給します。
- ・同一の病気治療を目的とした2回目以降の入院に対しては支給されません。

#### 【事故(傷害)通院見舞金】

- ・同一事故(傷害)により5日以上の実通院治療に対して支給します。
- ・事故(傷害)発生日から30日以内に通院を開始した場合に支給します。
- ・当生命共済制度において、同一事故(傷害)により入院給付金を受けた場合は支給されません。
- ・通院受診先は、医師のいる医療機関に限ります。(例：接骨院等は対象外)

## 新型コロナウイルス感染症で 宿泊療養・自宅療養された場合の 生命共済制度「病気入院見舞金」の取り扱いについて(ご案内)

静岡商工会議所が運営する「生命共済制度」では、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設や自宅で5日以上療養（いわゆる「みなし入院」）された場合については、当初「病気入院見舞金」のお支払い対象としてきました。

また、2022年9月26日以降は、「みなし入院」のお支払い対象を重症化リスクの高い方に限定してお支払いしてきました。

今般、政府から2023年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の5類感染症」に位置づける旨が公表されたことに伴い、当「病気入院見舞金」の給付対象も下記の通りといたしますので、何卒ご理解くださいますようご案内申し上げます。

記

### 【新型コロナウイルス感染症と診断された場合の「病気入院見舞金」給付対象】

2022年9月25日まで	2022年9月26日～ 2023年5月7日まで	2023年5月8日以降
「5日以上」 (1)入院された方 (2)宿泊施設や自宅で療養された方	「5日以上」 (1)入院された方 (2)宿泊施設や自宅で療養された方 ※下記重症化リスクの高い方に限る ①65歳以上の方 ②重症化リスクがあり新型コロナウイルス治療薬の投与又は酸素投与が必要な方 ③妊娠中の方	「5日以上」 (1)入院された方

#### 【本件担当】

静岡商工会議所 総務部 会員サービス課

〒420-0851 静岡市葵区黒金町 20-8

TEL 253-5112 FAX 253-5257